答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成28年6月16日に提起した処分庁による平成28年5月10日の自転車撤去(移動保管)の処分及び平成28年5月12日の自転車移動保管に係る費用徴収の処分に係る審査請求については、自転車撤去(移動保管)の処分の取消しを求める部分を却下し、自転車移動保管に係る費用徴収の処分の取消しを求める部分を棄却しようとするとする審査庁の裁決の内容については、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 平成28年5月10日午前8時30分頃、審査請求人は、その勤務先である○○○○○ビル(八尾市○○町○丁目○番○号。以下「本件ビル」という。)に所在する○○○○○事務所に出勤し、その所有する自転車(以下「本件自転車」という。)を駐輪した。
- 2 平成28年5月10日午前8時45分頃、処分庁は、本件自転車が、八尾市放置自転車の防止に関する条例(昭和56年八尾市条例第20号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき八尾市長が昭和57年11月1日に自転車(原動機付自転車及び自転車(条例第2条第1号において定義されている。)をいい、以下、条例からの文脈において述べる場合は特段の断りのない限り同じ。)の放置禁止区域に指定(昭和57年八尾市告示第198号)した〇〇〇〇〇駅周辺の放置禁止区域(以下「本件禁止区域」という。)に置かれていることを現認し、その利用者等(自転車の利用者又は所有者をいう(条例第5条)。以下同じ。)がその場所にいないことが認められたとして、「撤去予告」の紙札を本件自転車に取り付け、取付日時について「5月10日8時45分頃」を当該紙札に記録した。
- 3 平成28年5月10日午前9時45分頃、処分庁は、「撤去予告」の紙札を取り付けてから1時間経過後も引続き本件自転車が本件禁止区域内に置かれていたとして、「撤去」の紙札を本件自転車に取り付け、放置場所について「○○○○○○○○○」、取付日時について「5月10日9時45分頃」を当該紙札に記録した。
- 4 平成28年5月10日午前9時45分頃、処分庁は、本件自転車を撤去(移動)するためのトラックへの積込時刻について「9時45分頃」を「撤去」の紙札に記録するとともに、本件自転車を撤去(移動)し、八尾市移動自転車保管所(八尾市西山本町一丁目地内。以下「自転車保管所」という。)。 で保管した(以下「本件撤去処分」という。)。
- 5 平成28年5月12日、処分庁は、本件自転車の返還を求め自転車保管所を訪れた審査請求人から本件撤去処分に係る撤去(移動保管)費用1,500円を徴収(以下「本件費用徴収処分」という。)した。審査請求人は、当該費用を納付し、本件自転車の返還を受けた。
- 6 平成28年6月16日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件撤去処分の取消しとともに、本件費用 徴収処分により徴収された金額相当額1,500円の返還を求める審査請求をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

平成28年5月10日午前8時30分頃、出勤した審査請求人は、勤務先の事務所が所在する本件ビル

の所有地(本件ビルにある自転車置き場(以下「本件自転車置き場」という。) (審査請求書添付書類①)) に本件自転車を置いた(審査請求書添付書類①及び②) にもかかわらず、本件自転車は、放置自転車禁止区域に放置されていたとして撤去された。そして、平成28年5月12日に、自転車保管所で事情を説明するも不当な扱いをされ、保管料の請求を受けた。

しかしながら、審査請求人としても、〇〇〇〇〇〇駅周辺において、自転車の撤去が随時行われていることはよく知っており、自転車が撤去される可能性のある放置禁止区域にわざわざ自転車を置くはずがない。

自転車保管所の職員は、本件自転車について、午前8時45分に警告して午前9時45分にまだ放置禁止区域に置かれていたので撤去したと言うが、審査請求人としては、本件ビルの所有地に本件自転車を置いたのだから、仕事中にわざわざ確認するはずもなく、自分の所有地に自転車を置いたのに、撤去され、保管料を請求された感覚である。

本件自転車を自分の主張する場所に置いたことを証明するものはないが、放置禁止区域にあったことの証明もできないのではないかと思う。

また、審査請求人に対応した自転車保管所の職員の言葉や態度にも不服である。審査請求人の主張に対して、当該職員はしっかりした説明もせず、当該職員の対応は、審査請求人に非があるのにクレームを申し立てているというような応対であり、大変遺憾である。

以上のようなことから、この処分は不服であり、審査請求をしたものである。

2 処分庁の主張

(1) 本件撤去処分について

平成28年5月10日午前8時45分頃、本件自転車が本件禁止区域に置かれていることを現認し、その利用者等がその場所にいないことが認められたので、条例第11条第1項の規定により、本件自転車に「撤去予告」の紙札(当該場所は放置禁止区域であり、このまま放置すると撤去(移動保管)する旨が記載されている。)を取り付け、当該紙札に取付時刻(5月10日8時45分頃)を記録した。当該紙札は、審査請求書添付書類③に相違ない。

平成28年5月10日午前9時45分頃、「撤去予告」の紙札を取り付けてから1時間経過後も引続き本件禁止区域内に本件自転車が置かれていたことから、「撤去」の紙札(当該場所は放置禁止区域であり、すぐに適切な場所へ移動しない場合は撤去(移動保管)する旨が記載されている。)を取り付け、放置場所(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇)並びに当該紙札の取付時刻(5月10日9時45分頃)及び本件自転車を移動させるためのトラックへの積込時刻(9時45分頃)を記録し、条例第11条第3項及び第4項の規定により、本件自転車を移動し自転車保管所で保管した。なお、当該紙札は、審査請求書添付書類③に相違ない。

平成28年5月12日に、審査請求人が本件自転車の返還を求めて自転車保管所を訪れた。処分庁は、条例第12条第1項及び八尾市放置自転車の防止に関する条例施行規則(昭和56年八尾市規則第40号。以下「規則」という。)第9条本文の規定により本件自転車に係る撤去(移動保管)費用1,500円を請求し、審査請求人は、これを納付し本件自転車の返還を受けた。なお、当該費用の納付を受け審査請求人に交付した領収書は、審査請求書添付書類③に相違ない。

放置自転車の撤去(移動保管)処分については、移動にあってはその実施により、また、保管にあっては利用者等への返還により、それぞれ目的を達成し終えたことになるところ、本件撤去処分については、上述のとおり、本件自転車を移動後、これを保管し審査請求人に返還している

ので、いずれもその目的を達成し終えており、その取消しを求める余地はなく、審査請求人の請求は不適法であるから、却下されるべきである。

(2) 本件費用徴収処分について

放置自転車の撤去(移動保管)処分に係る費用徴収処分は、放置自転車の撤去(移動保管)に要した費用をその利用者等から徴収するもので、放置自転車の撤去(移動保管)処分とは行政目的を異にするものではあるが、撤去(移動保管)処分に関し何らかの違法があれば、当該撤去(移動保管)処分に要した費用の徴収も違法となる関係にあり、当該自転車の利用者等は、当該費用の納付義務を負うものではないと考えられる。

審査請求人は、審査請求書添付書類①(撮影日不明)のとおり、本件ビルには自転車置き場がある旨を主張し、その場所として実際に本件ビルの前に駐輪されている自転車を示すとともに、普段本件ビルに本件自転車をどのように駐輪しているかを示している。当該添付書類を見ても分かるように、本件ビルの入口付近には大量の自転車が駐輪され、その後輪タイヤは本件禁止区域にかかっているのが分かる(審査請求書添付書類①、弁明書添付書類③)。

ところで、八尾市では、従来、条例を適用し放置自転車の撤去(移動保管)処分を行うに当たっては、放置自転車の一部分が放置禁止区域にかかっている状態では、撤去(移動保管)しない取扱いを行っている。本件ビルにおいても同様であり、現に当日においても審査請求書添付書類①に示すような駐輪をする自転車を処分庁は撤去(移動保管)していない。また、審査請求人の主張から、本件自転車はこれまで撤去(移動保管)されたことがないと思われる。

よって、本件自転車に「撤去」の紙札を取り付けた午前9時45分頃において、審査請求人の主 張するような駐輪(審査請求書添付書類①)であるとすれば撤去(移動保管)することはないこ とになる。なお、処分庁が本件ビルの前に大量に駐輪された自転車のうち、本件自転車のみを本 件禁止区域に移動させて撤去(移動保管)するようなことをする理由も動機もない。

そうすると、処分庁が本件自転車に「撤去予告」の紙札を取り付けた午前8時45分頃と「撤去」の紙札を取り付けた午前9時45分頃において本件自転車が本件禁止区域内にあったとみるのが自然である。この点につき、審査請求人の主張するような証拠(本件自転車の状態を撮影した写真等)はないが、処分庁が本件自転車に「撤去予告」の紙札を取り付け、その1時間経過後の撤去(移動保管)の着手に際しては、更に「撤去」の紙札を取り付けた上でそこに本件自転車の放置場所と当該紙札の取付時刻及び本件自転車の積込時刻を記録している以上、本件自転車が本件禁止区域にあったと見ることに何ら合理的な疑いは生じない。

今問題となっているのは、審査請求人が本件ビルの前に駐輪したと主張する午前8時30分頃ではなく、処分庁が、本件自転車に「撤去予告」の紙札を取り付けた午前8時45分頃と「撤去」の紙札を取り付けた午前9時45分頃の本件自転車の置かれていた場所であり、これらの時刻における本件自転車の置かれていた場所に関しては審査請求書及びその添付書類からその事実が分かるものは何もない。

以上のとおり、本件撤去処分に違法な点は認められず、また、本件撤去処分に要した費用を審査請求人に請求し、徴収したことにも何ら違法な点は認められないため、審査請求人の請求は棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 結論

本件撤去処分に対する審査請求については、不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の 規定により却下されることが相当であり、本件費用徴収処分に対する審査請求については、理由が ないから、同条第2項の規定により棄却されることが相当であると思料する。

2 理由

審理員意見書のとおり。

第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

1 結論

本件審査請求のうち、自転車撤去(移動保管)の処分の取消しを求める部分については不適法 であるからこれを却下し、自転車移動保管に係る費用徴収の処分の取消しを求める部分について は理由がないからこれを棄却する。

2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件撤去処分及び本件費用徴収処分のいずれにも違法又は不当な点が認められなかったため。

第6 審査会の判断の理由

- 1 本件に係る条例等の規定について
- (1)条例第8条は、自転車の放置禁止区域の指定について規定し、条例第10条本文は、放置禁止区域内における自転車の放置の禁止を、条例第11条は、放置禁止区域内における自転車の放置に対する措置について規定している。

条例第11条の規定内容は、次のとおりである。

- ア 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車に対して、注意札等を取り付けることができる(第1項)。
- イ 放置禁止区域内において、自転車が放置されているときは、市長は、当該自転車の利用者等 に対し、当該自転車を自転車駐車場その他適当な場所に移動すべきことを命ずることができる (第2項)。
- ウ 放置禁止区域内において、自転車の放置により良好な生活環境が著しく阻害され、かつ、現場に当該自転車の利用者等がいないときで、急を要すると認められるときは、市長は、当該自転車を移動することができる(第3項)。
- エ 市長は、第3項の規定により自転車を移動したときは、当該自転車を保管しなければならない(第4項)。
- オ 市長は、第4項の規定により自転車を保管したときは、規則で定める事項を告示する等当該 自転車を利用者等に返還するための措置その他必要な措置を講じなければならない(第5項)。
- (2)条例第12条は、費用の徴収について規定しており、その第1項は、市長は、第11条の規定により自転車を移動し保管したときは、それに要した費用を当該自転車の利用者等から徴収することができるとし、その第2項において、当該費用の額は規則で定めるとしている。

そして、その額は、規則第9条本文の規定により、1,500円(ただし、原動機付自転車にあっ

ては2,000円)とされている。

2 本件撤去処分及び本件費用徴収処分についての検討

(1) まず、本件撤去処分について検討する。

ア 行政不服審査法第1条第1項は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定し、同法第2条は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は、審査請求をすることができる旨を規定している。

このように、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は、審査請求をすることができるものであるが、「国民の権利利益の救済を図る」ことを目的とするとの規定があることは、行政不服審査法に基づく不服申立ては、不服申立人の権利利益の救済に役立つ限りで、すなわち不服申立てを行うについて利益を有する限りで提起することができることを示すものであると認められる(総務省行政管理局編『逐条解説 行政不服審査法』平成27年4月(以下『総務省逐条』という。)14頁、宇賀克也著『行政不服審査法の逐条解説』(以下『宇賀逐条』という。)14頁)。

また、「処分その他公権力の行使」には、公権力の行使に当たる事実上の行為も含まれるが、 行政不服審査法が「国民の権利利益の救済を図る」ことを目的とする主観争訟であることから すると、非継続的な事実上の行為については、不服申立てを行ってもその時点で不服申立ての 利益が失われていることが考えられ、そのような場合は、不服申立ての対象とならず不適法と なるものと認められる(総務省逐条16・17頁、宇賀逐条12・13頁)。

イ そこで、本件撤去処分について検討する。

処分庁は、平成28年5月10日午前9時45分頃、「撤去」の紙札を取り付けた本件自転車を撤去(移動)し、本件自転車を自転車保管所で保管した。そして、審査請求人は、平成28年5月12日に自転車保管所に行き、本件自転車の返還を受けている。このことにより、本件自転車の撤去(移動保管)については既に解消されており、審査請求人が本件撤去処分の取消しを求める利益を有しているとは認められず、更にその解消後においてもなお本件撤去処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しているとも認められない。

したがって、本件撤去処分の取消しを求めることについては、その利益が失われていること から、行政不服審査法の審査請求の対象とはならず、不適法として却下することが相当である と考える。

(2) 次に、本件費用徴収処分について検討する。

ア 本件費用徴収処分は、条例第12条第1項に根拠を有するものであり、市長は、条例第11条の 規定により自転車を移動し保管したときは、当該自転車の利用者等から費用徴収することがで きる旨が規定されている。

このように、費用徴収は「することができる」ものであり、自転車の移動及び保管があれば 必然的に行うという関係性までは認められないが、自転車の移動及び保管という行為に続き連 続して行われるのであって、徴収しないことが特に必要と認める例外的な場合を除き徴収する ものであることが認められる(規則第10条第1項は、「市長は、特に必要と認めた者に限り条例第12条の費用を免除することができる。」と規定している。)ことから、自転車の移動及び保管という行為と費用徴収という行為は、それぞれ目的を異にする別個のものではあるものの、両者の間に一連の強い繋がりが認められるものである。

自転車の移動及び保管が適法になされれば、それに続く費用徴収それ自体に違法性を認めることはないのが一般的であると考えられる。一方、明らかに放置禁止区域内でないところに置かれている自転車を移動し保管したときは、重大かつ明白な瑕疵があるものとなり、費用徴収を正当化することは困難であると考えられる(原田尚彦著『行政法要論全訂第七版[補訂二版]』187頁は、「先行処分が重大明白な瑕疵をもち当然無効であれば、無効な行為を前提として行われる後続の処分は、違法性の承継を論ずるまでもなく、瑕疵あるものとなる。」とする。)。

このような撤去(移動保管)と費用徴収との関係性からすると、本件撤去処分に対する審査 請求については、(1)のとおり却下されることが相当であると考えるが、本件費用徴収処分 が適法であったか否か、また正当であったか否かについて検討するに当たっては、その限りに おいて、まず、本件撤去処分に違法性又は不当性がなかったか否かの検討を要するものと考え る。

イ そこで、本件撤去処分に違法性又は不当性がなかったか否かについて検討する。

(ア)審査請求人は、本件ビルに所在する〇〇〇〇〇事務所に勤務し、平成28年5月10日にも同事務所に出勤したことが認められる(審査請求書添付書類②)。

そして、当日午前8時30分頃、出勤した審査請求人は、放置禁止区域ではなく、本件ビル の所有地である本件自転車置き場に本件自転車を置いた旨を主張している。

審査請求書「4.審査請求の理由」において、「添付書類①の写真にもあるように、勤務先の○○○ビルには自転車置き場がある」、また、同「6.」において、「添付書類①○○○○○のビル前写真(自転車置き場がある)」と述べていることからすると、本件ビルのシャッターが下ろされたところから本件ビルのすぐ南側の市道(弁明書添付書類③に示す市道(○○○号線)であり、本件禁止区域となっている。)に接するまでの土地が、本件ビルの所有地であり、本件自転車置き場であって、当該場所に当日午前8時30分頃に本件自転車を置き、その状態としては、審査請求書添付書類①に写されている状態と同じようなものであったことを主張する趣旨であると解される。

この点につき、審査請求人は、通勤に使用している本件自転車について、審査請求書「4.審査請求の理由」において、「○○駅周辺は地元でよく通るので自転車の撤去処分が随時行われていることはよく知って」おり、「わざわざ撤去される可能性がある放置自転車区域に自転車を置く必要性があるのか」と述べ、当日の午前8時30分頃も審査請求書添付書類①に写されている状態(本件自転車の後輪タイヤが本件禁止区域にかかるような駐輪の状態)での駐輪であったとする趣旨の審査請求人の主張に不自然な点は見当たらない。一方で、当日の午前8時45分頃と午前9時45分頃における本件自転車の置かれていた場所に関しては、審査請求人の主張から明らかにされているものは何もない。

(イ) ところで、処分庁の主張によれば、本件自転車が午前8時30分頃にどの場所にどのように置かれていたかは不知であると主張するとともに、本件自転車の撤去(移動保管)に関して問題となるのは午前8時45分頃と午前9時45分頃の本件自転車の置かれていた場所であると主張する。処分庁は、本件自転車は、平成28年5月10日午前8時45分頃、本件禁止区域内に

置かれていることを現認し、その利用者等がその場所にいないことが認められたことから、「撤去予告」の紙札を本件自転車に取り付けたというものである。また、その1時間経過後の午前9時45分頃においても引き続き本件禁止区域内に本件自転車が置かれていたので、「撤去」の紙札を取り付け、当該紙札に本件自転車の放置場所と当該紙札の取付時刻、本件自転車の積込時刻を記録した上で撤去したと主張するものである。

そして、放置されている自転車の車体の一部のみが放置禁止区域内にある状態では、従来、 撤去(移動保管)しない取扱いであり、これは本件ビルにおいても同様である旨を述べてい る。

(ウ) そこで、この点につき、検討することとする。

通常の本件自転車置き場において駐輪されている自転車の状態は、審査請求書添付書類①から、自転車の車体の一部(自転車によっては車体の半分程度)が本件禁止区域にかかっているような状態であることがわかる。これは、弁明書添付書類③からも見て取れることである。

処分庁は、放置されている自転車の車体の一部のみが放置禁止区域内にある状態では撤去 (移動保管) せず、本件自転車置き場において審査請求書添付書類①に示すような駐輪をする自転車を撤去(移動保管) していないとしており、これを否定する証拠はなく、本件自転車のみを特異に扱う理由は見当たらない。

また、(ア)及び(イ)で検討したとおり、審査請求人は、過去に審査請求書添付書類① に写されている状態(本件自転車の後輪タイヤが本件禁止区域にかかるような駐輪の状態) で自らの自転車が撤去(移動保管)されたとは述べていない。また、平成28年5月10日の午 前8時30分頃において、本件自転車を審査請求書添付書類①に写されている状態で駐輪して いたとの趣旨の主張をしているものの、問題となるこの日の午前8時45分頃と午前9時45分 頃の本件自転車の置かれていた場所に関しては、明らかにされていない。そうすると、この 日の午前8時45分頃及び引続き同日午前9時45分頃においては、それまでとは異なり、本件 自転車は、本件自転車置き場にはなく、その車体の全部が本件禁止区域内にあったと考える のが自然であり、仮に、同時刻において従前と同様の駐輪状態であったならば、撤去(移動 保管)されていたとは考えられず、今回のみ処分庁が取扱いを異にする理由は見当たらない。 そして、これらのことを踏まえ考えると、処分庁が、本件自転車に、「撤去予告」の紙札 (審査請求人からその写しが提出されているものであり、弁明書において「審査請求書添付 書類③」と記述されているものである。)を取り付け、取付日時について「5月10日8時45 分頃」を当該紙札に記録し、その後、「撤去」の紙札(審査請求人からその写しが提出され ているものであり、弁明書において「審査請求書添付書類③」と記述されているものであ る。)を取り付け、放置場所について「○○○○○○○○○」、取付日時について「5月 10日9時45分頃」を当該紙札に記録し、更に、本件自転車を撤去(移動)するためのトラッ クへの積込時刻について「9時45分頃」を「撤去」の紙札に記録したという一連の手続を 行っていることは、本件自転車の車体の全部が本件禁止区域内にあったことを示す証拠であ ると認めるのが相当である。

(エ) 次に、上記(ウ)において認定した事実と条例の適用について検討する。条例第11条第3項の規定によれば、放置禁止区域に置かれた自転車の撤去(移動)に関しては、次の2点の要件を具備する必要がある。まず、1点目として「放置禁止区域内において、自転車の放置

により良好な生活環境が著しく阻害されると認められるとき」、2点目として「現場に自転車の利用者等がいないと認められるときで、急を要すると認められるとき」である。

次に2点目の要件についてであるが、処分庁は、本件自転車の撤去(移動)に関し、その利用者等がその場所にいないことが認められたので「撤去予告」と「撤去」の紙札を本件自転車に取り付けたと主張していること等を考えると、現場に自転車の利用者等がいないことが認められる。また、上述したとおり、本件禁止区域内において自転車の駐輪を放置すれば、たちまちその数が増加することは容易に想像できるところであり、本件自転車の撤去(移動)に関し、自転車の利用者等に義務を命じている暇がないことから、急を要する場合に該当するものといえる。以上のとおりであるから2点目の要件も具備するものといえる。

なお、条例第11条第3項の規定は、放置禁止区域内に自転車を放置すれば撤去(移動)できる旨が規定されており、これは、放置禁止区域に自転車の一部分がかかっていれば、その撤去を可能とするものであると解されるところ、八尾市としては長年の運用のなかで、現在は、自転車の全体が放置禁止区域にかかっている場合のみ撤去(移動)する取扱いを行っているとのことである。

(オ)以上のとおり、本件撤去処分は、その車体の全部が本件禁止区域内にあった本件自転車を撤去(移動保管)したものであると認めるのが相当であり、また、撤去(移動保管)の手続にも違法性又は不当性を認める証拠はない。まして、明らかに放置禁止区域内でないところに置かれている自転車を移動し保管したというような重大かつ明白な瑕疵があると認める証拠もない。

したがって、本件撤去処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

ウ 次に、これを前提に本件費用徴収処分について検討する。

本件費用徴収処分は、本件自転車の撤去(移動保管)を行ったことにより、費用の徴収について規定した条例第12条及び規則第9条本文の規定に基づき、平成28年5月12日に、本件自転車の利用者等である審査請求人から1,500円を徴収した(審査請求人から「保管自転車等移動保管費用領収書」の写しが提出されている(弁明書において審査請求書添付書類③と記述されている。)。)ものであり、本件費用徴収処分それ自体にも違法又は不当な点を認める証拠はなく、また、これに先行する本件撤去処分に違法又は不当な点があるとは認められないことはイで述べたとおりである。

したがって、本件費用徴収処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

審査請求人が、本件審査請求を提起した理由に、審査請求人に対応した自転車保管所の職員の言葉や態度にも不服であることも掲げていることから、この点について検討する。

本件における自転車保管所の職員の言葉や態度は、行政不服審査法に基づく不服申立ての対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当せず、また、本件撤去処分及び本件費用徴収処分が違法又は不当であるとする理由となるものでもない。

他に、本件撤去処分及び本件費用徴収処分に違法又は不当な点は認められない。

第7 付言

当審査会の結論と理由は、上に記したとおりであり、この結論と理由に変更を来すものではなく、 また、もとより処分庁を拘束するものでもないが、次の点を付言しておきたい。

処分庁が条例を適用して放置自転車を撤去(移動)する業務のより円滑な運営に資する観点から、 今後においては、その撤去(移動)に際しては、府内各市の状況等も参考にしながら、写真等(撮 影の日時及び場所等が分かる状態のもの)によりその事実の記録を保存するといった対応について 検討されたい。

第8 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
平成28年12月13日	諮問書の受理
平成28年12月20日	審査
平成29年2月10日	審査・答申

第9 当審査会の委員構成

役職	氏名	備考
会 長	石田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上﨑 哉	大学教授
	村岡 悠子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長石田 祭仁郎委員上﨑 哉委員村岡 悠子